

上田市太陽光発電設備設置事業の適正な立地に関する条例(仮称) 骨子案

1 事業を抑制する区域

次の区域における太陽光発電設備設置事業(以下「事業」といいます。)を抑制することとします。

- (1) 砂防指定地
- (2) 地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害特別警戒区域
- (5) 土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)
- (6) 保安林
- (7) 水道水源保全地区
- (8) 農用地域内農地、第1種農地(農地または採草放牧地)
- (9) 国立公園(特別保護地区、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域)
- (10) 国定公園(第1種特別地域、第3種特別地域)
- (11) 国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財
- (12) 鳥獣保護区の特別保護地区

2 対象となる事業

事業を抑制する区域で、事業区域の面積が1,000平方メートル以上、かつ、太陽光発電設備の発電出力が50キロワット以上の事業を対象とすることとします。

ただし、営農型太陽光発電設備設置事業は除くこととします。

また、同一の事業者が既に完了し、又は実施中の事業に係る土地に隣接して事業をする場合については、これらを同一の事業とみなして当該事業を対象とすることとします。

3 市・事業者・地域住民等の責務

(1) 市の責務

市は、条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じることとします。

(2) 事業者の責務

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止及び市民の生活環境の保全に十分配慮するとともに、地域住民等との良好な関係に配慮しなければならないこととします。

(3) 地域住民等の責務

地域住民等は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならないこととします。

4 関係法令に関する手続等

事業者は、6の事前協議を行う前までに、関係法令について調査し、手続の必要の有無及び許可等の見込みについて関係機関に確認しなければならないこととします。

また、関係機関と許可申請等に関する協議を行った場合及び関係法令の許可等を受けた場合には、市長に報告しなければならないこととします。

5 標識の設置

事業者は、地域住民等に事業の計画を公開、周知するため、6の事前協議を行う30日以上前から事業の完了確認の通知を受けた日まで、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識を設置するものとします。

6 事前協議

事業者は、事業届を提出する60日前までに、市長と協議しなければならないこととします。

また、この事前協議を行う者は、7の資格を有する者（設計者）が行わなければならないこととします。

市長は、事前協議が終了したときは、協議が終了した旨を通知することとし、必要に応じて意見を付すことができることとします。

7 設計者の資格

事前協議及び事業届における設計図及び関係書類は、資格を有する者の作成したものでなければならないこととします。

8 説明会の開催

事業者は、標識の掲示後速やかに、地域住民等に対し、事業の趣旨や事業計画の内容、事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策等に関する説明会を開催しなければならないこととします。

この説明会における地域住民等への説明は、資格を有する者が説明しなければならないとし、事業者は、地域住民等への説明会を開催したときは、市長に報告しなければならないこととします。

また、事業者は、地域住民等の理解が得られるように努めることとしますが、地域住民等が事業者の説明会に応じず、その応じない正当な理由を具体的に明らかにしないとき等は、この限りでないこととします。

9 意見の申出

地域住民等は、説明会を開催した事業者に対し、事業計画について、意見を申し出ることができることとします。

事業者は、地域住民等から意見の申出があったときは、市長に報告しなければならないこととします。

10 地域住民等との協議

地域住民等から意見の申出があったときは、事業者は、当該申出をした地域住民等と協議しなければならないこととします。

ただし、地域住民等が、正当な理由がなく協議に応じないときや故意に協議を進めないとき等には、この限りでないこととします。

事業者は、協議を行ったとき及び地域住民等と合意したときは、市長に報告しなければならないこととします。

11 事業の届出

事業者は、市から事前協議が終了した通知を受けた後、事業届出書に事業計画書、設計図等を添付して市長に提出しなければならないこととします。

1 2 協定の締結等

事業者は、事業に関する協定を市長と締結しなければならないこととします。

また、事業者は、締結した協定を忠実に守らなければならないこととし、事業区域内の土地又は太陽光発電設備を第三者に譲渡しようとするときは、譲受人に対し、締結した協定内容並びに市長及び地域住民等との協議内容及び指示事項を承継しなければならないこととします。

市長は、事業者から地域住民等と合意をしたこと、関係法令の許可等を受けたことの報告を受けなければ、協定の締結をしてはならないこととします。

ただし、地域住民等が、正当な理由がなく協議に応じないときや故意に協議を進めないとき等には、この限りでないこととします。

1 3 事業の着手

事業者は、協定の締結後、事業に着手しようとするときは、市長に届け出なければならないこととします。

1 4 関係書類の閲覧

事業者は、事業を行っている間、関係法令に関する手続、標識の設置、事前協議、設計者の資格、説明会の開催、意見の申出、地域住民等との協議、事業の届出、協定の締結等、市長に提出した書類の写しを、地域住民等の求めに応じ、閲覧させなければならないこととします。

1 5 完了確認

事業者は、事業の造成工事、太陽光発電設備設置工事及び付帯工事が完了したときは、速やかに市長に届け出をし、確認を受けなければならないこととします。

1 6 事業の変更等

事業の内容、事業者を変更しようとするときは、市長に届け出なければならないこととします。

また、事業を取下げるときは、関係書類を市長に提出しなければならないこととします。

17 報告の徴収及び立入調査

市長は、適正な事業の確保に関し必要とする限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者の同意を得て、関係職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができることとします。

18 指導、助言及び勧告

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導、助言及び勧告を行うことができることとします。

事業者は、指導、助言又は勧告を受けた場合は、指導、助言又は勧告により講じた措置の内容について、速やかに市長に報告しなければならないこととします。

19 公表

市長は、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、勧告に従わない事業者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに勧告の内容を公表することができることとします。

2 0 国又は県への通知

市長は、文書にて指導、助言及び勧告を行った場合、関連資料を添えて、その内容及び事実を国又は県へ通知することができることとします。

2 1 適用範囲

現に設置工事を開始している場合は、適用しないものとします。